

平成 29 年 9 月 13 日

関 係 各 位

日本貸金業協会
貸金業相談・紛争解決センター

貸金業相談・紛争解決センター受付時間変更のご案内

当協会は、平成 22 年 9 月 15 日に金融庁長官より指定紛争解決機関として指定を受け、同年 10 月 1 日より貸金業務における相談・苦情・紛争等に関する紛争解決等業務を開始しております。

この度、当協会では、当該業務の受付状況等を踏まえ、平成 30 年 2 月 1 日より下記のとおり当該業務の受付時間を変更させていただくことになりましたので、ご案内いたします。

皆様におかれましては、今後とも引き続き当該業務につきましてご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上

(貸金業相談・紛争解決センター受付時間)

1. <変更前受付時間>

9 時 00 分～17 時 30 分 (土・日・祝日・12 月 29 日～1 月 4 日を除く)

<変更後受付時間>

9 時 00 分～17 時 00 分 (土・日・祝日・12 月 29 日～1 月 4 日を除く)

2. 変更日：2018 年(平成 30 年)2 月 1 日